

第5回口頭弁論報告会資料

《福島被ばく損害賠償請求事件》

井戸川裁判(福島被ばく訴訟)

原 告

2017. 1. 18

井戸川克隆

これから目が離せない井戸川裁判

◆今度の原発事故で検証と公開することは

関係機関の初動の問題点

何をしたのか？

何をしなかったのか？

事故前の規制法の種類と要点

原子力関係法の不備

事故前の約束の不履行

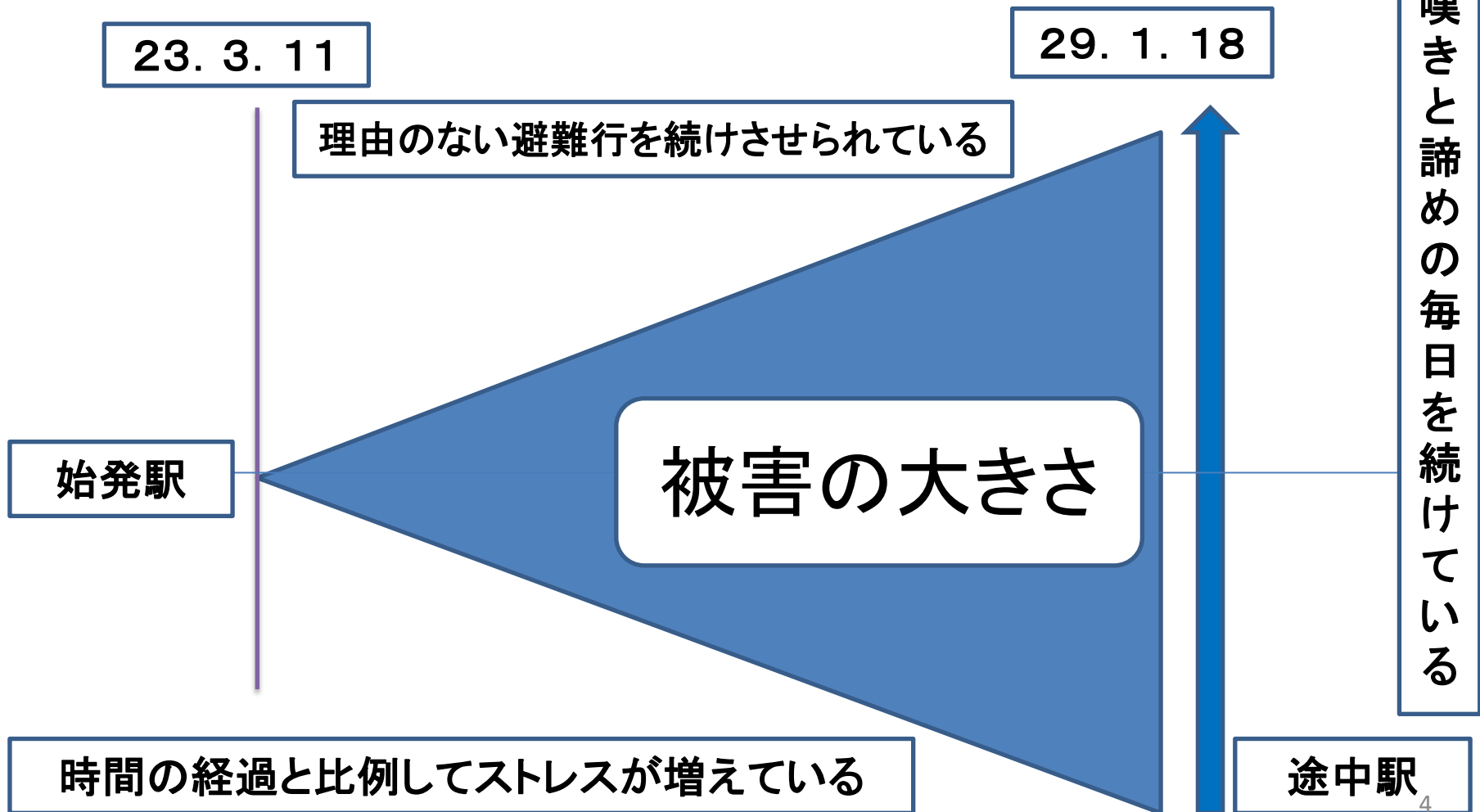
立地との協定の不正義

不利益の強制の抽出

原発事故6年目の現実

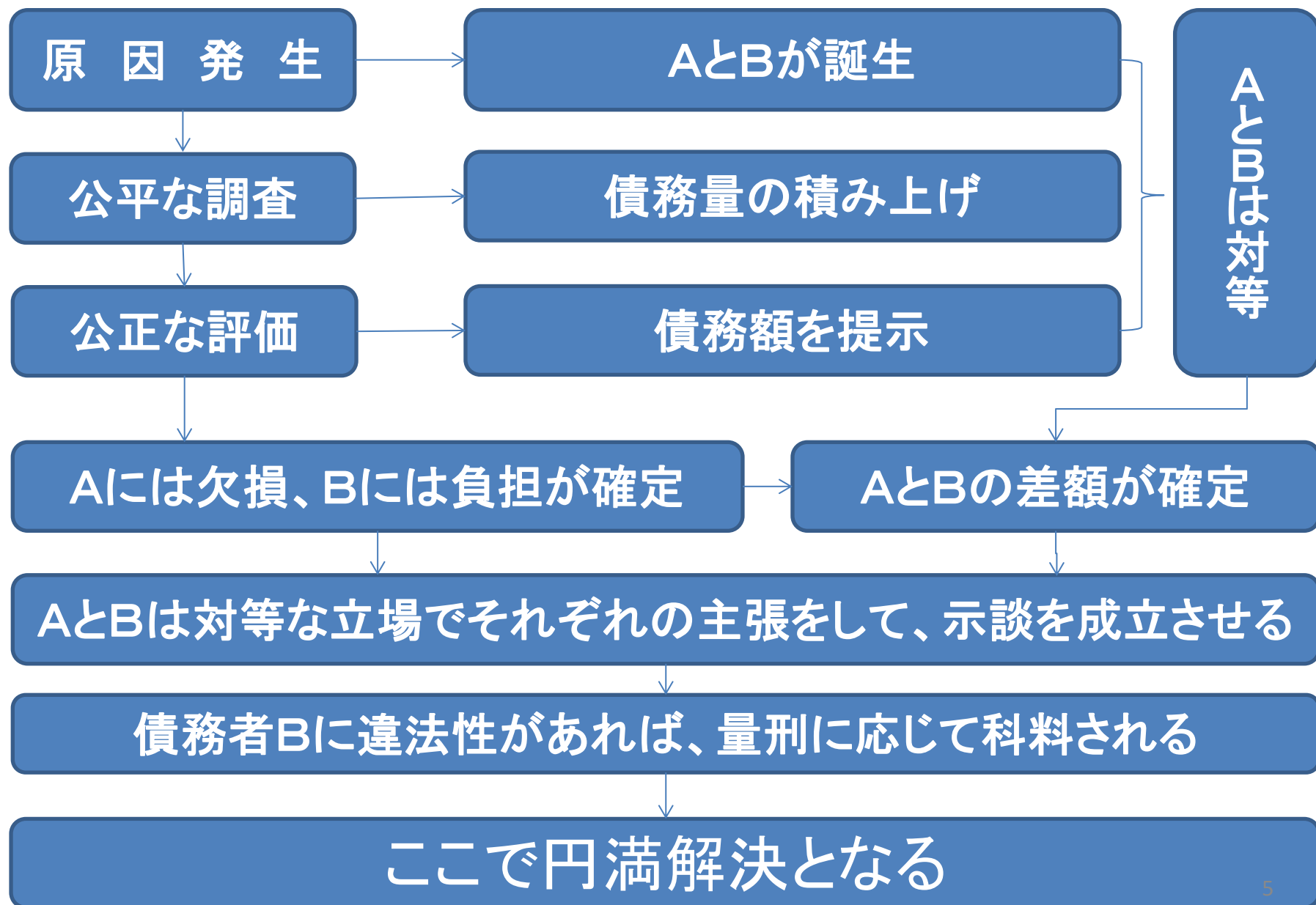
- 責任回避の官僚と専門家のウソがばれる頃
- 福島県の背任による被害が表面化してきている
- 根拠を示せない滅法な $20\text{mSv}/\text{y}$ の基準
- 想定外だけの理論武装だけで国民に責任転嫁
- 実態が無い安全論に限界が見えてきた
- 福島は広島・長崎のウソの上塗りが剥げるとき
- 被ばくデータの曲解は善管注意義務違反
- 加害者だけの原賠審のメンバー構成は詐害だ
- 「直ちに影響が無い」の検証しなければならない

双葉を離れて6年目



疲労と嘆きと諦めの毎日が続いている

債権者Aと債務者Bの正常な相関図



しかし、事故後の実態はこうなっている

債務者Bは**三重の壁**で原子力の権益を温存している

無法の壁

非公開の壁

政治の壁

行政の不当介入で、債権者Aは自己の
権利行使を妨害されている

債務者Bは大きな権力構造に、負担すべき
債務を便宜供与している

用意周到に準備された法体系で債権者Aと
債務者Bが [**国民**] にされていた

債権者Aはやがて、こうするだろう(必要に気付く)
強制避難から強制帰還に伴う現実を反省すると

強制避難の不合理性

強制帰還の不合理性

レベル7の現実

緊急事態宣言の曖昧さ

賠償の実態は東電救済

想定外は国民だったこと

債権者Aは債務者Aにされていること

妨害者は市町村長だったこと

に気づき、被害者同士の争いが起きる

貴方が債務者にされないためには

井戸川裁判から目を離さないこと

債務者Bは誰かを分析すること

債権者を妨害している者はだれか整理すること

枝野官房長官の言葉を分析・集計すること

初動で国民を欺いたことを整理・集計すること

公務員の脱法を整理・集計すること

関係法を調べ熟知すること

新聞・テレビ等に誘導されないこと

債権者の自覚を持つこと

が必要です。